

雇用調整助成金の確実な受給のために

JSA では会員事務所様と連携し申請手続きをお手伝いします！

- 雇用調整助成金の手続きが大幅に簡素化され、申請時に提出する書類の要件も大幅に緩和されました。しかし、簡素化されたとはいえ、押さえるべきポイントを確実に押さえておかないと、助成金の申請は通りません。
- また、この機会に就業規則や雇用契約書等の雇用関係の法的書類を整備し、いざというときに備えておくことも必要です。
JSA では、会員事務所様と連携し、顧問先企業の皆様が確実に助成金を受給できるよう、バックアップさせていただきます。
- ご要望の顧問先企業様がいらっしゃいましたら、ご連絡先(Tel・Mail)とご担当者名を会員事務所様へお知らせください。JSA からヒアリングシートをお送りさせていただきます。

＜雇用調整助成金情報提供料のご案内＞

- 情報提供料（税別）
 - 雇用調整助成金（雇用保険加入者）又は緊急雇用安定助成金（雇用保険未加入者）
 - * 基本料金 30,000 円 社員 1 名につき 3,000 円
 - * 2 つの助成金申請が必要な場合、基本料金 50,000 円
 - * 支給申請を 2 回以上行う場合、追加申請 社員 1 名につき 3,000 円
 - 就業規則の整備料（厚生労働省モデル対応） 50,000 円
 - * 令和 2 年 4 月から、罰則規定がある時季指定の有給休暇を定める就業規則が必要になりました。この機会に就業規則の作成だけの相談も受付いたします。
- 情報提供料は、前金で一括して JSA へお支払いいただきます。
- 不支給の場合：ご依頼者様の不正確な情報で不支給となった場合を除き、80%を返金いたします。